

事 務 連 絡  
平成22年12月28日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課医事係長

アフターケア制度の周知用リーフレットの送付について

標記については、平成22年12月27日付け基労補発1227第2号、基労保発1227第1号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領及びアフターケア通院費支給要綱の一部改正に伴う運用上の留意事項について」に基づき、アフターケア制度の周知用リーフレットを電子媒体で作成したので、各労働局において、都道府県コードの例示、労災補償課の連絡先などを挿入した上で活用をお願いします。

本省では、このリーフレットとは別に、アフターケア制度のパンフレットを作成し印刷を行った上で、本年度内に各労働局に対して管理換えを行う予定ですので、それまでの間、このリーフレットと現行のパンフレット（『アフターケア』制度のご案内）を併せて活用し、アフターケア対象傷病者に周知を行ってください。

また、「健康管理手帳交付申請書」については、別途管理換えが行われるまでの間、「健康管理手帳交付報告書」に別添のとおり修正を加えた上で使用してください。